

保護者の皆様へ

奨学のための給付金（通常給付）のご案内

埼玉県では、授業料以外の教育費（教科書代や学用品代等）の負担軽減のため、**返還不要の給付金**を支給する制度を設けています。

1 支給の対象世帯

基準日（令和3年7月1日）時点で、①～③のすべての要件を満たす世帯が支給の対象です。

- ① 保護者等が埼玉県内に在住していること
- ② 高校生等が在学していること（専攻科も含む）
- ③ 次のいずれかの所得基準を満たしていること
 - ・令和3年度の保護者等全員の市町村民税所得割及び道府県民税所得割が**非課税**（0円）
 - ・生活保護（生業扶助）を受給している
 - ・家計が急変し、保護者等全員の年収見込額が**非課税相当**と認められる
 （家計急変事由の例：失職、倒産、給与・事業所得の激減、傷病による休職、災害、死別、離別等）

2 給付金額・時期

下表の給付金額が、令和3年10月下旬以降、順次支給されます。

- ※ 家計急変世帯の場合、急変の時期によって給付金額は異なります。
- ※ 令和3年度新入生で、早期給付が既に給付された方は、下表の給付金額（年額）から早期給付決定額（年額の1/4の額（4～6月分））を差し引いた額（7～翌年3月分）のみが支給されます。

課程	世帯状況		給付金額（年額）
全日制・定時制	生活保護（生業扶助）受給世帯		32,300 円
	非課税・家計急変世帯	第1子	110,100 円
		第2子以降	141,700 円
通信制	生活保護（生業扶助）受給世帯		32,300 円
	非課税・家計急変世帯		48,500 円
専攻科	非課税・家計急変世帯		48,500 円

3 申請の方法

申請を希望する場合は、在學校を通して申請書類を提出する必要があります。
お通いの高校の事務室から申請書類をお取り寄せのうえ、必要書類を添えて学校に提出してください。

提出先 : 学校の事務室

提出時期 : 7月～

(詳細はお通いの高校にお問い合わせください。)



埼玉県マスコット「コバトン」

4 よくあるご質問

Q1 「就学支援金」や「埼玉県高等学校等奨学金」とは別の制度ですか。一緒に利用できますか。

A1 異なる制度であり、希望する場合はそれぞれ申請が必要です。

併用は禁止していませんので、一緒に利用することができます。

(「就学支援金」は、保護者の所得金額が一定未満の場合、国が生徒に代わり授業料を負担する制度です。)

(「埼玉県高等学校等奨学金」は、高校生等に無利子で奨学金を貸与する制度(返還必要)です。)

Q2 埼玉県内の高校に在学しているが、保護者は埼玉県外に住んでいる場合はどうしたらよいですか。

A2 奨学のための給付金は、保護者の居住地の都道府県に申請する必要があります。

自治体によって制度概要や申請期限が異なりますので、お住まいの都道府県にお問合せください。

Q3 市町村民税所得割及び道府県民税所得割とは何ですか。非課税か分かりません。

A3 個人住民税の一部です。以下の書類で確認できます。

- ・令和3年度(非)課税証明書(お住まいの市町村役場で発行可能)
- ・令和3年度特別徴収税額決定・変更通知書(給与所得者の場合はお勤め先から配布されます)
- ・令和3年度納税通知書(市町村から送付されます)

御不明な場合は、お住まいの**市町村役場**の税務課まで御相談ください。

	市町村民税 所得割額	道府県民税 所得割額	計
保護者①			
保護者②			
計			

合計が0円なら対象

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金

検索

埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当

(048-822-5670)

